

件名	亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	-------------------------	------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、子ども・子育て支援新制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）が制定され、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法が改正されました。

これにより、新制度の対象となる保育所などの施設の利用にかかる保育料は、保護者の属する世帯の所得の状況等に応じた応能負担とし、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされました。公立保育所は新制度に移行することから、市立保育所の利用者負担額等を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

- (1) 市立保育所の利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとします。 < 第1条関係 >
- (2) 条例における用語の意義を定めます。 < 第2条関係 >
- (3) 市立保育所の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とします。 < 第3条関係 >
- (4) 市立保育所において保育を受けた子どもの支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入所し、または退所した場合には日割りで徴収することなどを定めることとします。 < 第4条関係 >
- (5) 市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることとします。 < 第5条関係 >
- (6) 市立保育所において延長保育を受けた子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収することとします。 < 第6条関係 >
- (7) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 < 第7条関係 >

3 その他

(1) 施行日は、平成 2 7 年 4 月 1 日とします。

(2) 附則において、本条例を引用する必要がある次の条例の一部を改正し、
条項の整理を行います。

ア 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例

イ 亀山市産業振興条例

ウ 亀山市公共下水道条例

エ 亀山市営住宅条例

オ 亀山市子どもの出生祝金条例

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 1 号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、亀山市立保育所の利用者負担額等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第 3 条 市立保育所の利用者負担額は、法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

(利用者負担額の徴収)

第 4 条 市長は、法第 20 条第 1 項の規定により本市の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から前条に規定する利用者負担額を徴収する。

2 市長は、法第 20 条第 1 項の規定により本市以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の支給認定を受けた小学校就学前子どもであって市立保育所において保育を受けた者の支給認定保護者から当該支給認定を行った市町村

の定める利用者負担額を徴収する。

3 月の途中で入所し、又は退所した場合においては、当月の利用者負担額に在所中における当月の開所日数（当該日数が25日を超える場合にあっては、25日）を乗じた額を25日で除した額を徴収する。

4 利用者負担額は、その月分を毎月15日までに徴収する。ただし、月の途中で入所し、又は退所した場合においては市長が別に定める日までに徴収する。

（利用者負担額の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（延長保育料）

第6条 市長は、延長保育を受ける子どもの支給認定保護者から規則で定める延長保育料を徴収する。

2 延長保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正）

2 亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例（平成17年亀山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）」に改める。

（亀山市産業振興条例の一部改正）

3 亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の

一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）」に改める。

（亀山市公共下水道条例の一部改正）

- 4 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）」に改める。

（亀山市営住宅条例の一部改正）

- 5 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）」に改める。

（亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正）

- 6 亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成17年亀山市規則第55号）」を「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）」に改める。